独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第７号

平成27年２月18日に執行する東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員（宅地の所有者から選挙する委員）の補欠選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

平成 27 年２月 12 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

１　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

名　　称	主たる事務所の所在地
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
三菱地所株式会社	東京都千代田区大手町一丁目６番１号

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第８号

平成27年２月18日に執行する東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員（宅地の所有者から選挙する委員）の補欠選挙については、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の数をこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

平成 27 年２月 12 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

日本放送協会防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第１項の規定に基づき、「日本放送協会防災業務計画（地震防災対策推進計画を含む）」を修正したので、同条第２項の規定により、その要旨を次の通り公表する。

平成 27 年２月 12 日

日本放送協会　会長　籾井　勝人

１、修正の目的

日本放送協会は、昭和38年10月16日作成の日本放送協会防災業務計画（地震防災対策推進計画を含む）の見直しを行い、一部を修正した。

２、修正年月日

平成27年１月６日

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録した者及び登録を取消した者を次のとおり公告する。

平成 27 年２月 12 日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登録〉登録日・登録番号・氏名

平成27年１月13日付

東京7869　平澤　伸朗　　東京7870　坂口　修一
東京7871　永井　勇己　　神奈川2992寺島　史晴
埼玉2572　関根　一隆　　埼玉2573　髙橋　利公
埼玉2574　川島　知之　　群馬1031　羽鳥　良二
兵庫2447　北浦　宗明　　兵庫2448　前川　豊
和歌山430　**西**　雅文　　和歌山431　谷口　武大
和歌山432　大田　実　　愛知2866　大高　英志
愛知2867　内野　一　　愛知2868　滝藤　悟
愛知2869　渡**邉**　一成　　愛知2870　久邊　政則
愛知2871　小田　実　　愛知2872　三次　忠章
岐阜1259　田中　一輝　　広島1859　隠村　勉
広島1860　中原　諒　　山口 959　長﨑　有喜
山口 960　篠田　智昭　　山口 961　越智　隆次
大分 827　佐藤　裕之　　鹿児島1061中森祐一郎

平成27年１月20日付

東京7872　松島　伸二　　埼玉2575　淺海　敬央
埼玉2576　神田　浩　　静岡1763　石川　卓将
静岡1764　大谷稚和子　　山梨 399　秋山　信仁
山梨 400　平賀　悠也　　長野2587　倉島　誠一
大阪3235　舞弓　直樹　　大阪3236　萱村　和隆
兵庫2449　梅田　啓人　　滋賀 437　下堂　直樹
和歌山433　中　拓哉　　愛知2873　吉田　洋司
愛知2874　舟橋　実　　愛知2875　島田　泰幸
岐阜1260　長屋　教文　　岐阜1261　竹内　晃久
広島1861　石井　秀樹　　福岡2264　平尾　和啓
福岡2265　髙木　祐治　　長崎 785　森　直明
大分 828　工藤　功武　　熊本1190　平松　大輔
宮城1019　蘇武　豊　　宮城1020　文字　泰亮
岩手1147　小田嶋達浩　　函館 212　竹原　克長
高知 666　山本　亮

〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名

平成26年９月14日付　沖縄 206　照屋　繁一
平成26年11月30日付　神奈川1600加藤　泰之
平成26年12月19日付　旭川 199　立山　一三
平成27年１月13日付
東京4773　宮増　忠弘　　東京5268　小田　勝弘
神奈川1270岡田　隆志　　神奈川1610丸川　勝美
神奈川1854染谷　信行　　埼玉1391　寺山　桓一
千葉 795　富田　昭夫　　千葉1882　平原　もえ
栃木 826　関谷　有三　　大阪1290　前田　豊
大阪1490　山下　良一　　大阪2063　谷　英世
京都 331　田中　順二　　奈良 331　山本　公男
愛知1619　久我　要　　三重 531　根本　信男
石川 501　坂井　省吾　　富山 343　長谷川潤一
広島1333　今本　義博　　山口 918　永田　一義
長崎 700　岩永　貢　　鹿児島746 四元キミ子
岩手 910　工藤　城士　　函館 46　村上　昭一
徳島 321　髙藤　敬堯　　高知 551　久保　晴新

平成27年１月20日付

茨城 871　櫻井　和美　　群馬 655　馬場　達雄
愛知1390　小竹　一三　　岡山 911　佐藤　一男
鹿児島561 中村　義男　　鹿児島682 八ケ代辰己
宮崎 456　藤井　慶一　　宮崎 541　中村　幸一
秋田 805　小澤　米一

解散命令公告

長野県公告

別表の左欄に揚げる組合は、その所在が不明であるため、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定により、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成 27 年２月 12 日

長野県諏訪地方事務所長　寺澤　信行

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
川岸養蚕農業協同組合 岡谷市川岸2481番地	農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。
信州寒天農業協同組合 茅野市宮川4002番地	農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき長野県諏訪地方事務所長に対して異議申立てをすることができる。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この異議申立てをすることができない。

２　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となる。）行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、年齢50歳から60歳位の男性、身長約170センチメートル前後と思われる、上衣は黒色パーカー、青色長袖シャツ、色不明Ｔシャツ、下衣は紺色ジーパン、チェック柄トランクス、黒と灰色の靴（サイズ25.5センチメートル）、靴下（軍足）、両膝サポーター、黒色ベルト、白骨化している箇所もあるが、骨の骨折等外傷は認められない

上記の者は、平成26年12月24日午後２時10分頃、亀岡市保津町今石108番地の１北東方約2.5㎞の保津山山中にて発見されたものであります。平成27年１月19日、京都府亀岡警察署長からの身元不明者の遺骨の引取り要請により、１月21日に引渡しを受け、１月23日に火葬を行い、遺骨は葬儀業者が指定する場所で保管します。心当たりの方は亀岡市役所（地域福祉課保護第２係）まで申し出てください。

平成 27 年２月 12 日

京都府　　亀岡市長　栗山　正**隆**